

第二百十回国

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第四号

令和四年十一月十一日(金曜日)

午後一時十分開会

委員の異動

十一月九日

辞任

水野 素子君

十一月十日

辞任

山下 芳生君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

補欠選任

小西 洋之君

補欠選任

岩瀨 友君

古川 俊治君

石井 正弘君

西田 昌司君

比嘉奈津美君

堀井 巖君

石川 大我君

谷合 正明君

石井 章君

上月 良祐君

佐藤 啓君

中田 宏君

長峯 誠君

福岡 資麿君

藤井 一博君

舞立 昇治君

松川 るい君

松下 新平君

三浦 靖君

森屋 宏君

山下 雄平君

熊谷 裕人君

小西 洋之君

古賀 千景君

宮口 治子君

森屋 隆君

伊藤 孝江君

杉 久武君

山本 博司君

片山 大介君

中条きよし君

伊藤 孝恵君

浜野 喜史君

井上 哲土君

岩瀨 友君

天畠 大輔君

寺田 稔君

尾身 朝子君

中川 貴元君

佐藤 研資君

久保田正志君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(古川俊治君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、水野素子君及び山下芳生君が委員を辞任され、その補欠として小西洋之君及び岩瀨友君が選任されました。

○委員長(古川俊治君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。寺田総務大臣。

○国務大臣(寺田稔君) 公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、令和二年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受けて、当該勧告どおり二十五都道府県において百四十選挙区の改定を行うこととしております。

第二に、令和二年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で二、南関東選挙区で一増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で一ずつ減少させることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長(古川俊治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

十一月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案

北海道後志総合振興局管内

第五区

札幌市

白石区

第三区に属しない区域

厚別区

江別市

千歳市

恵庭市

北広島市

北海道石狩振興局管内

別表第一宮城県第一区の項を次のように改める。

第一区

仙台市

青葉区

太白区

別表第一宮城県第三区の項から宮城県第五区の項までを次のように改める。

第三区

白石市

名取市

角田市

岩沼市

刈田郡

柴田郡

伊具郡

亘理郡

第四区

石巻市

塩竈市

多賀城市

東松島市

富谷市

宮城県

黒川郡

牡鹿郡

第五区

気仙沼市

登米市

栗原市

大崎市

加美郡

遠田郡

本吉郡

別表第一宮城県第六区の項を削る。

別表第一福島県第一区の項から福島県第四区の項までを次のように改める。

第一区

福島市

二本松市

伊達市

本宮市

伊達郡

安達郡

第二区

郡山市
須賀川市
田村市
岩瀬郡
石川郡
田村郡

第三区

会津若松市
白河市
喜多方市
南会津郡
耶麻郡
河沼郡
大沼郡
西白河郡
東白河郡

第四区

いわき市
相馬市
南相馬市
双葉郡
相馬郡

別表第一福島県第五区の項を削る。

別表第一茨城県第一区の項及び茨城県第二区の項を次のように改める。

第一区

水戸市

笠間市
筑西市
桜川市
東茨城郡
城里町

第二区

鹿嶋市
潮来市
神栖市
行方市
鉾田市
小美玉市
東茨城郡
茨城町
大洗町

別表第一茨城県第四区の項を次のように改める。

第四区

常陸太田市
ひたちなか市
常陸大宮市
那珂市
久慈郡

別表第一茨城県第六区の項及び茨城県第七区の項を次のように改める。

第六区

土浦市

石岡市

つくば市

かすみがうら市

つくばみらい市

第七区

古河市

結城市

下妻市

常総市

坂東市

結城郡

猿島郡

別表第一栃木県第一区の項及び栃木県第二区の項を次のように改める。

第一区

宇都宮市

本庁管内

宇都宮市平石地区市民センター管内

宇都宮市清原地区市民センター管内

宇都宮市横川地区市民センター管内

宇都宮市瑞穂野地区市民センター管内

宇都宮市城山地区市民センター管内

宇都宮市国本地区市民センター管内

宇都宮市富屋地区市民センター管内

宇都宮市豊郷地区市民センター管内

宇都宮市篠井地区市民センター管内

宇都宮市姿川地区市民センター管内

宇都宮市雀宮地区市民センター管内

宇都宮市役所宝木出張所管内

宇都宮市役所陽南出張所管内

河内郡

第二区

宇都宮市

第一区に属しない区域

鹿沼市

日光市

さくら市

塩谷郡

別表第一栃木県第四区の項及び栃木県第五区の項を次のように改める。

第四区

小山市

真岡市

下野市

芳賀郡

下都賀郡

第五区

足利市

栃木市

佐野市

別表第一群馬県第一区の項から群馬県第三区の項までを次のように改める。

第一区

前橋市

沼田市

利根郡

第二区

桐生市

伊勢崎市

みどり市

佐波郡

第三区

太田市

館林市

邑楽郡

別表第一群馬県第五区の項を次のように改める。

第五区

高崎市

第四区に属しない区域

渋川市

富岡市

安中市

北群馬郡

甘楽郡

吾妻郡

別表第一埼玉県第一区の項から埼玉県第三区の項までを次のように改める。

第一区

さいたま市

見沼区

浦和区

緑区

第二区

川口市

本庁管内

新郷支所管内

神根支所管内

大字安行領根岸(二百九十番地から六百七十六番地まで、七百十一番地及び七百十二番地に限る。)、大字安行領在家(百十三番地から百十六番地まで及び二百二十六番地から二百八十二番地までに限る。)、在家町、大字木曾呂(千三百十三番地、千三百三十六番地、千三百四十一番地、千三百六十五番地、千三百六十九番地から千三百七十二番地まで、千三百九十二番地から千三百九十九番地まで、千四百九番地、千四百十九番地から千四百二十七番地まで、千四百五十番地、千四百五十九番地から千四百六十二番地まで、千四百六十七番地、千四百六十八番地、千四百七十三番地、千四百七十七番地から千四百七十九番地まで、千四百八十六番地から千四百八十八番地まで、千四百九十二番地から千五百二十四番地まで及び千五百二十八番地から千五百六十番地までに限る。)、柳崎一丁目、柳崎四丁目、柳崎五丁目、北園町、柳根町、本前川三丁目

芝支所管内

安行支所管内(大字安行慈林(六百十四番地から六百二十九番地までに限る。))に属する区域を除く。)

鳩ヶ谷支所管内

川口市

第三区

越谷市

第二区に属しない区域

第五区

別表第一埼玉県第五区の項から埼玉県第八区の項までを次のように改める。

さいたま市

西区

北 区

大宮区

中央区

第六区

鴻巣市

上尾市

桶川市

北本市

第七区

川越市

富士見市

第八区

所沢市

ふじみ野市

入間郡

三芳町

別表第一埼玉県第十一区の項から埼玉県第十五区の項までを次のように改める。

第十一区

秩父市

本庄市

深谷市

秩父郡

児玉郡

大里郡

第十二区

熊谷市

行田市

加須市

羽生市

第十三区

久喜市

蓮田市

幸手市

白岡市

北足立郡

南埼玉郡

北葛飾郡

杉戸町

第十四区

草加市

八潮市

三郷市

第十五区

さいたま市

桜区

南区

蕨市

戸田市

別表第一埼玉県第十五区の項の次に次のように加える。

第十六区

さいたま市

岩槻区

春日部市

吉川市

北葛飾郡

松伏町

別表第一千葉県第二区の項を次のように改める。

第二区

千葉市

花見川区

八千代市

別表第一千葉県第四区の項から千葉県第八区の項までを次のように改める。

第四区

市川市

本庁管内

国府台一丁目、国府台二丁目、国府台三丁目、国府台四丁目、国府台五丁目、国府台六丁目、市川四丁目、真間四丁目、真間五丁目、東菅野四丁目、東菅野五丁目、宮久保一丁目、宮久保二丁目、宮久保三丁目、宮久保四丁目、宮久保五丁目、宮久保六丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、高石神、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、北方町四丁目、国分一丁目、国分二丁目、国分三丁目、国分四丁目、国分五丁目、国分六丁目、国分七丁目、中国分一丁目、中国分二丁目、中国分三丁目、中国分四丁目、中国分五丁目、北国分一丁目、北国分二丁目、北国分三丁目、北国分四丁目、須和田一丁目、須和田二丁目、稲越一丁目、稲越二丁目、稲越三丁目、曾谷一丁目、曾谷二丁目、曾谷三丁目、曾谷四丁目、曾谷五丁目、曾谷六丁目、曾谷七丁目、曾谷八丁目、下具塚一丁目、下具塚二丁目、下具塚三丁目、東国分一丁目、東国分二丁目、東国分三丁目、堀之内一丁目、堀之内二丁目、堀之内三丁目、堀之内四丁目、堀之内五丁目

大柏出張所管内

船橋市

本庁管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内

第五区

市川市

第四区に属しない区域

浦安市

第六区

松戸市

第七区

野田市

流山市

第八区

柏市

別表第一千葉県第十区の項及び千葉県第十一区の項を次のように改める。

第十区

銚子市

成田市

旭市

匝瑳市

香取市

香取郡

第十一区

茂原市

東金市

勝浦市

山武市

いすみ市

大網白里市

山武郡

長生郡

夷隅郡

別表第一千葉県第十三区の項を次のように改める。

第十三区

我孫子市

鎌ヶ谷市

印西市

白井市

富里市

印旛郡

別表第一千葉県第十三区の項の次に次のように加える。

第十四区

船橋市

第四区に属しない区域

習志野市

別表第一東京都第一区の項から東京都第五区の項までを次のように改める。

第一区

千代田区

新宿区

第二区

中央区

台東区

第三区

品川区

東京都大島支庁管内

東京都三宅支庁管内

東京都八丈支庁管内

東京都小笠原支庁管内

第四区

大田区

大田区大森東特別出張所管内

大田区大森西特別出張所管内

大田区入新井特別出張所管内

大田区馬込特別出張所管内

大田区池上特別出張所管内

大田区新井宿特別出張所管内

大田区久が原特別出張所管内（池上三丁目に属する区域に限る。）

大田区糞谷特別出張所管内

大田区羽田特別出張所管内

大田区六郷特別出張所管内

大田区矢口特別出張所管内（矢口三丁目（一番、十三番、十四番、二十七番及び二十八番に限る。）及び矢口三丁目（一番及び八番に限る。）に属する区域に限る。）

大田区蒲田西特別出張所管内

大田区蒲田東特別出張所管内

大田区蒲田東特別出張所管内

第五区

世田谷区

世田谷区池尻まちづくりセンター管内

世田谷区太子堂まちづくりセンター管内

世田谷区若林まちづくりセンター管内

世田谷区上町まちづくりセンター管内

世田谷区下馬まちづくりセンター管内

世田谷区上馬まちづくりセンター管内

世田谷区代沢まちづくりセンター管内

世田谷区奥沢まちづくりセンター管内

世田谷区九品仏まちづくりセンター管内

世田谷区等々力まちづくりセンター管内

世田谷区上野毛まちづくりセンター管内

世田谷区用賀まちづくりセンター管内

世田谷区二子玉川まちづくりセンター管内

世田谷区深沢まちづくりセンター管内

別表第一東京都第七区の項から東京都第十四区の項までを次のように改める。

第七区

港区

渋谷区

第八区

杉並区

下高井戸一丁目、下高井戸二丁目、下高井戸三丁目、下高井戸四丁目、下高井戸五丁目、永福一丁目（二番から四十四番までに限る。）、永福二丁目、永福三丁目、永福四丁目、浜田山一丁目、浜田山二丁目、浜田山三丁目、浜田山四丁目、大宮二丁目（五番から十八番までに限る。）、高円寺南三丁目、高円寺南三丁目、高円寺南四丁目、高円寺北二丁目、高円寺北三丁目、高円寺北四丁目、阿佐谷南一丁目、阿佐谷南二丁目、阿佐谷南三丁目、阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷北三丁目、阿佐谷北四丁目、阿佐谷北五丁目、阿佐谷北六丁目、天沼一丁目、天沼二丁目、天沼三丁目、本天沼一丁目、本天沼二丁目、本天沼三丁目、成田西一丁目、成田西二丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東一丁目

目、成田東二丁目、成田東三丁目、成田東四丁目、成田東五丁目、荻窪一丁目、荻窪二丁目、荻窪三丁目、荻窪四丁目、荻窪五丁目、南荻窪一丁目、南荻窪二丁目、南荻窪三丁目、南荻窪四丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目、上荻四丁目、西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目、西荻南四丁目、西荻北一丁目、西荻北二丁目、西荻北三丁目、西荻北四丁目、西荻北五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、桃井一丁目、桃井二丁目、桃井三丁目、桃井四丁目、井草一丁目、井草二丁目、井草三丁目、井草四丁目、井草五丁目、下井草一丁目、下井草二丁目、下井草三丁目、下井草四丁目、下井草五丁目、上井草一丁目、上井草二丁目、上井草三丁目、上井草四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目、善福寺四丁目、松庵一丁目、松庵二丁目、松庵三丁目、宮前一丁目、宮前二丁目、宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目、久我山五丁目、高井戸東一丁目、高井戸東二丁目、高井戸東三丁目、高井戸東四丁目、高井戸西一丁目、高井戸西二丁目、高井戸西三丁目、高井戸一丁目、上高井戸二丁目、上高井戸三丁目

第九区

練馬区

貫井四丁目（二十八番、二十九番四号、二十九番八号から二十九番二十二号まで、三十番九号、三十番十号、四十四番から四十六番まで、四十七番十八号から四十七番四十八号まで及び四十七番五十号から四十七番五十二号までに限る。）、高松六丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、土支田四丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富士見台三丁目（二十番六号から二十番十号まで、三十八番から四十六番まで、四十七番五号から四十七番七号まで、五十五番六号から五十五番十七号まで及び五十六番から六十三番までに限る。）、富士見台四丁目、南田中一丁目、南田中二丁目、南田中三丁目、南田中四丁目、南田中五丁目、高野台一丁目、高野台二丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原二丁目、谷原三丁目、谷原四丁目、谷原五丁目、谷原六丁目、三原台一丁目、三原台二丁目、三原台三丁目、石神井町一丁目、石神井町二丁目、石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井町九丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台六丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井一丁目、下石神井二丁目、下石神井三丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目

目、東大泉一丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目、東大泉六丁目、東大泉七丁目、西大泉町、西大泉一丁目、西大泉二丁目、西大泉三丁目、西大泉四丁目、西大泉五丁目、西大泉六丁目、南大泉一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目、南大泉四丁目、南大泉五丁目、南大泉六丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、大泉学園町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉学園町八丁目、大泉学園町九丁目、関町北一丁目、関町北二丁目、関町北三丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町南一丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目、上石神井南町、立野町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、関町東一丁目、関町東二丁目

第十区

文京区

豊島区

第十一区

板橋区

本庁管内

板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稲荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口一丁目、大谷口二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、坂下一丁目（一番から二十六番まで及び二十八番に限る。）、東坂下一丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、西台四丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園二丁目、東山町、桜川一丁目、桜川二丁目、

桜川三丁目

東京都板橋区赤塚支所管内

第十二区

北区

板橋区

第十一区に属しない区域

第十三区

足立区

青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、栗原一丁目、栗原二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、佐野一丁目、佐野二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根三丁目、島根四丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、東保木間一丁目、東保木

間三丁目、東六月町、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、日ノ出町、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、南花畑五丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、柳原一丁目、柳原二丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目

第十四区

墨田区

江戸川区

本庁管内

中央四丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、松島四丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、西小松川町、興宮町、上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色一丁目、本一色二丁目、本一色三丁目

江戸川区小松川事務所管内

江戸川区小岩事務所管内

別表第一東京都第十六区の項から東京都第十九区の項までを次のように改める。

第十六区

江戸川区

第十四区に属しない区域

第十七区

葛飾区

第十八区

武蔵野市

小金井市

西東京市

第十九区

小平市
国分寺市
国立市

別表第一東京都第二十一区の項から東京都第二十三区の項までを次のように改める。

第二十一区

八王子市

下柚木、下柚木二丁目、下柚木三丁目、上柚木、上柚木二丁目、上柚木三丁目、中山（五百十九番地、五百二十三番地から五百二十六番地まで、八百十九番地から八百三十番地まで、八百四十二番地、八百七十五番地から八百七十八番地まで、八百八十番地から千四百四十八番地まで、千五百五十六番地、千二百十九番地及び千二百二十一番地を除く。）、越野、南陽台一丁目、南陽台二丁目、南陽台三丁目、堀之内、堀之内二丁目、堀之内三丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鏈水（三百三十九番地から三百四十五番地まで、三百六十四番地から三百七十一番地まで及び三百九十六番地を除く。）、鏈水二丁目、南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢三丁目、南大沢四丁目、南大沢五丁目、松木、別所一丁目、別所二丁目

立川市

日野市

第二十二区

三鷹市

調布市

狛江市

第二十三区

町田市

別表第一東京都第二十五区の項の次に次のように加える。

第二十六区

目黒区

大田区

第四区に属しない区域

第二十七区

中野区

杉並区

第八区に属しない区域

第二十八区

練馬区

第九区に属しない区域

第二十九区

荒川区

足立区

第十三区に属しない区域

第三十区

府中市

多摩市

稲城市

別表第一神奈川県第五区の項を次のように改める。

第五区

横浜市

戸塚区

泉区

別表第一神奈川県第七区の項から神奈川県第十区の項までを次のように改める。

第七区

横浜市

港北区

第八区

横浜市

緑区

青葉区

第九区

川崎市

多摩区

麻生区

第十区

川崎市

川崎区

幸区

別表第一神奈川県第十三区の項から神奈川県第十八区の項までを次のように改める。

第十三区

横浜市

瀬谷区

大和市

綾瀬市

第十四区

相模原市

緑区

中央区

愛甲郡

第十五区

平塚市

茅ヶ崎市

中郡

大磯町

第十六区

厚木市

伊勢原市

海老名市

第十七区

小田原市

秦野市

南足柄市

中郡

二宮町

足柄上郡

足柄下郡

第十八区

川崎市

中原区

高津区

別表第一神奈川県第十八区の項の次に次のように加える。

第十九区

横浜市

都筑区

川崎市

宮前区

第二十区

相模原市

南区

座間市

別表第一新潟県第一区の項から新潟県第五区の項までを次のように改める。

第一区

新潟市

東区

中央区

江南区

佐渡市

第二区

新潟市

南区

西区

西蒲区

三条市

加茂市

燕市

西蒲原郡

南蒲原郡

第三区

新潟市

北区

秋葉区

新発田市

村上市

五泉市

阿賀野市

胎内市

北蒲原郡

東蒲原郡

岩船郡

第四区

長岡市

柏崎市

小千谷市

見附市

三島郡

刈羽郡

第五区

十日町市

糸魚川市

妙高市

上越市

魚沼市

南魚沼市

南魚沼郡

中魚沼郡

別表第一新潟県第六区の項を削る。

別表第一富山県第一区の項中「水落」の下に「水落二丁目」を加える。

別表第一岐阜県第一区の項を次のように改める。

第一区

岐阜市

別表第一岐阜県第三区の項を次のように改める。

第三区

関市

美濃市

羽島市

各務原市

山県市

瑞穂市

本巣市

羽島郡

本巣郡

別表第一静岡県第一区の項から静岡県第八区の項までを次のように改める。

第一区

静岡市

葵区

駿河区

第二区

島田市

焼津市

藤枝市

牧之原市

榛原郡

第三区

磐田市

掛川市

袋井市

御前崎市

菊川市
周智郡

第四区

静岡市

清水区

富士宮市

富士市

第五区

三島市

富士市

第四区に属しない区域

御殿場市

裾野市

田方郡

駿東郡

小山町

第六区

沼津市

熱海市

伊東市

下田市

伊豆市

伊豆の国市

賀茂郡

駿東郡

清水町
長泉町

第七区

浜松市

西区

北区

浜北区

天竜区

第八区

湖西市

浜松市

中区

東区

南区

第五区

名古屋市

中川区

中川区

第六区

清須市

瀬戸市

春日井市

第七区

大府市

尾張旭市

別表第一愛知県第五区の項から愛知県第七区の項までを次のように改める。

豊明市
日進市
長久手市
愛知郡

別表第一愛知県第九区の項から愛知県第十一区の項までを次のように改める。

第九区

津島市
稲沢市
愛西市
弥富市
あま市
海部郡

第十区

一宮市
岩倉市

第十一区

豊田市
みよし市

別表第一愛知県第十四区の項を次のように改める。

第十四区

豊川市
蒲郡市
新城市
額田郡
北設楽郡

別表第一愛知県第十五区の項の次に次のように加える。

第十六区

犬山市
江南市
小牧市
北名古屋市
西春日井郡
丹羽郡

別表第一滋賀県第二区の項及び滋賀県第三区の項を次のように改める。

第二区

彦根市
長浜市
近江八幡市
東近江市
米原市
蒲生郡
愛知郡
犬上郡

第三区

草津市
守山市
栗東市
甲賀市
野洲市
湖南市

別表第一滋賀県第四区の項を削る。

別表第一大阪府第八区の項及び大阪府第九区の項を次のように改める。

第八区

豊中市
池田市

第九区

茨木市
箕面市
豊能郡

別表第一兵庫県第五区の項を次のように改める。

第五区

豊岡市
川西市

平野（字カキヲジ原に限る。）、石道、虫生、赤松、柳谷、芋生、若宮、清和台東一丁目、清和台東二丁目、清和台東三丁目、清和台東四丁目、清和台東五丁目、清和台西一丁目、清和台西二丁目、清和台西三丁目、清和台西四丁目、清和台西五丁目、けやき坂一丁目、けやき坂二丁目、けやき坂三丁目、けやき坂四丁目、けやき坂五丁目、西畦野（字丸山及び字東通りを除く。）、一庫、国崎、黒川、横路、大和東一丁目、大和東二丁目、大和東三丁目、大和東四丁目、大和東五丁目、大和西一丁目、大和西二丁目、大和西三丁目、大和西四丁目、大和西五丁目、美山台一丁目、美山台二丁目、美山台三丁目、丸山台一丁目、丸山台二丁目、丸山台三丁目、見野一丁目、見野二丁目、見野三丁目、東畦野一丁目、東畦野二丁目、東畦野三丁目、東畦野四丁目、東畦野五丁目、東畦野六丁目、東畦野山手一丁目、東畦野山手二丁目、長尾町、西畦野一丁目、西畦野二丁目、山原、山原一丁目、山原二丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、山下町、山下、笹部一丁目、笹部二丁目、笹部三丁目、笹部、下財町、一庫一丁目、一庫二丁目、一庫三丁目

三田市
丹波篠山市
養父市
丹波市

朝来市

川辺郡

美方郡

別表第一和歌山県第一区の項及び和歌山県第二区の項を次のように改める。

第一区

和歌山市
紀の川市
岩出市

第二区

海南市
橋本市
有田市
御坊市
田辺市
新宮市
海草郡
伊都郡
有田郡
日高郡
西牟婁郡
東牟婁郡

別表第一和歌山県第三区の項を削る。

別表第一島根県第一区の項及び島根県第二区の項を次のように改める。

第一区

松江市
安来市

雲南市

仁多郡

飯石郡

隠岐郡

第二区

浜田市

出雲市

益田市

大田市

江津市

邑智郡

鹿足郡

別表第一岡山県第一区の項から岡山県第四区の項までを次のように改める。

第一区

岡山市

北区

備前市

赤磐市

和气郡

加賀郡

第二区

岡山市

中区

東区

南区

玉野市

瀬戸内市

第三区

津山市

笠岡市

井原市

総社市

高梁市

新見市

真庭市

美作市

浅口市

浅口市

小田郡

真庭郡

苫田郡

勝田郡

英田郡

久米郡

第四区

倉敷市

都窪郡

別表第一岡山県第五区の項を削る。

別表第一広島県第一区の項から広島県第六区の項までを次のように改める。

第一区

広島市

中区

東区

南区

安芸郡

府中町

海田町

坂町

第二区

広島市

西区

佐伯区

大竹市

廿日市市

第三区

広島市

安佐南区

安佐北区

安芸区

安芸高田市

山県郡

第四区

呉市

竹原市

東広島市

江田島市

安芸郡

熊野町

豊田郡

第五区

三原市

尾道市

府中市

三次市

庄原市

世羅郡

神石郡

第六区

福山市

別表第一広島第七区の項を削る。

別表第一山口第一区の項から山口第三区の項までを次のように改める。

第一区

宇部市

山口市

防府市

第二区

下松市

岩国市

光市

柳井市

周南市

大島郡

玖珂郡

熊毛郡

第三区

下関市
萩市
長門市
美祢市
山陽小野田市
阿武郡

別表第一山口県第四区の項を削る。

別表第一香川県第一区の項を次のように改める。

第一区

高松市
本庁管内
仏生山総合センター管内
勝賀総合センター管内
山田支所管内
木太出張所管内
古高松出張所管内
屋島出張所管内
前田出張所管内
川添出張所管内
川岡出張所管内
円座出張所管内
檀紙出張所管内
女木出張所管内
男木出張所管内
小豆郡

香川県

別表第一愛媛県第一区の項から愛媛県第三区の項までを次のように改める。

第一区

松山市

第二区

今治市

新居浜市

西条市

四国中央市

越智郡

第三区

宇和島市

八幡浜市

大洲市

伊予市

西予市

東温市

上浮穴郡

伊予郡

喜多郡

西宇和郡

北宇和郡

南宇和郡

別表第一愛媛県第四区の項を削る。

別表第一福岡県第一区の項を次のように改める。

第一区

雲 仙 市
南 島 原 市
西 彼 杵 郡

第三区

佐世保市
平 戸 市
松 浦 市
五 島 市
西 海 市
東 彼 杵 郡
北 松 浦 郡
南 松 浦 郡

別表第一長崎県第四区の項を削る。

別表第一鹿児島県第一区の項を次のように改める。

第一区

鹿 児 島 市
本 庁 管 内
伊 敷 支 所 管 内
吉 野 支 所 管 内
吉 田 支 所 管 内
松 元 支 所 管 内
郡 山 支 所 管 内
桜 島 支 所 管 内
鹿 児 島 郡

別表第一中「及び地方自治法第二百二条の四第一項に規定する地域自治区の区域」を削る。

別表第二東北の項中「十三人」を「十二人」に改め、同表南関東の項中「二十二」を「二十三人」に改

め、同表東京都の項中「十七人」を「十九人」に改め、同表北陸信越の項及び中国の項中「十一人」を「十二人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法(次項において「新法」という。)の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙(以下この項において「施行日以後の初回の総選挙」という。)から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙(衆議院議員の選挙を除く。)については、なお従前の例による。

(別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い)

3 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、令和四年六月十六日(以下「基準日」という。)現在によつたものであつて、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。ただし、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表で定める二以上の選挙区にわたつて市町村(特別区を含む。)の境界変更(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区の区域の変更を含む。以下同じ。)があつたときは、施行日に当該境界変更があつたものとみなして、新法第十三条第三項及び第四項の規定を適用する。